第3回「手引き」改訂委員会 平成19年3月12日 資料3

## 「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」(平成15年3月)改訂に向けた 意見の募集結果と対応

公開版→改訂ドラフト ver0.40

平成19年3月8日現在

社団法人 食品需給研究センターまとめ

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40での対応 決着	
はじめに					
意見応	p3 行 10	・「ひいては」という言葉の意味とここでの表記の意図がわか	・わかりやすい表現にあらためる。	反映 p3 行 10	
募者1	0-4本書の構成	りづらい。		ISO/DIS22005 との関連	
2/26				の記述を削除。p2の3~	
				5 行で記述ずみのため。	
農水省	p3 行 10	・DIS が取れたときの年号を入れる必要があるので、フォロー	-	上を参照	
3/5	0-4本書の構成	アップが必要。			
		•DIS=Draft International Standards			
第I部:	食品トレーサビリティシステ <i>I</i>	ムの基本事項			
2. 関連流	去規等				
意見応	p8-9	・特に、これまでトレーサビリティを推進する中で、「食品のト	・2ー2に「食品のトレーサビリティシステムの構築に	反映させていない	
募者2	2-2食品トレーサビリ	レーサビリティシステムの構築に向けた考え方(平成16年	向けた考え方(平成16年3月)」を加える。	この文書は行政の方針で	
2/16	ティシステムに関わる規	3月)」をバイブルとしてきた。		あり、法律や規格・ガイド	
	格・ガイドライン等			ラインではないため。	
農水省	p9 行 17-20	・Codex 委員会は政府間組織、ISO は NGO なので、①と	・①と②の順序を逆にする。	反映	
3/5	2-2(3)国際規格お	②の順序を逆にした方が良い。		p9 行 17、19	
	よび原則				
3. 定義					
農水省	p10-	・定義の各々に出典を入れたほうがよい。	-	反映させていない	
3/5	全般			すべての用語について出	
				典があるわけではない。	
農水省	p13 行 27	・定義の言葉をわかりやすく具体的に書くべき。	_	反映させていない	
3/5	「不適合」			(ISO 9000 の定義のまま	
				とした)	
農水省	p14	・「分別管理」の定義を入れるべき。	・「分別管理」を定義する。	反映	
3/5	「分別管理」			p14 行 14-16	
4. 食品	4. 食品トレーサビリティシステム導入の目的と留意点				

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40での対応 決着
農水省	p15 行 4	・「食品の安全性に関わる事故や不適合が生じたときに備	・「食品の安全性に関わる事故や不適合が生じた	反映させていない
3/5	4-1目的	え、」の表現が不十分。	ときに備え、」を削除し、「流通経路情報を活用	目的について記述する前
			して、食品の追跡・遡及を可能とする取り組み	置きとしては、長すぎる。
			であり、食品の事故発生時に、対象商品を特	「はじめに」でもすでに同じ
			定して迅速に回収することや、事故の原因を速	趣旨のことが書かれてい
			やかに究明することなどが可能となる。」と加筆す	る。
			る。	
農水省	p15 行 11	・(1)「食品の安全性向上への寄与」よりも、「食品の安全	・「食品の安全確保への寄与」に修正する。	反映
3/5	4-1目的(1)	性確保への寄与」の方が良い。		p15 行 11
農水省	p15 行 32	・「特に消費者は、・・・自己の食品に対する信頼を確保す	・左記の文を削除する。	反映させていない
3/5	4-1目的(2)	ることができる。」の文は必要ない。消費者がリスクへの対		消費者にとってアレルギー
		応をする、というのは現実的でない。		等のリスクへの対応に役
				立てることができる。消費
				者および国および地方公
				共団体にとっての意義を
				表記した箇所であり、重
				要。
3/6	_	・対象とする範囲の設定に関する記述がない。	・対象品目と、フードチェーンにおける位置を明確に	反映 p16
事務局	(4-2留意点の前)		することが重要である旨を記述する。さらに次第に	(4-2 対象とする範
•委員 A			範囲を拡大することが有効であることを記述する。	囲、4-3留意点の順序
				になる)
農水省	p16 行 10	・「コミットメント」を「達成すべき目標」とした方が良い。	・「コミットメント」→「達成すべき目標」に修正する。	反映させていない
3/5	4-2留意点(1)			(「関与」「役割」「責任」
				等を考慮しましたが、いず
				れも適当とはいえない)

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40 での対応 決着
農水省	p16 行 34	・「創意工夫をこらすことが求められる。」とあるが、創意工	-	反映 p17
3/5	4-2留意点(2)	夫の中身を知りたい。		技術的制約への対応策
				として、工夫の中身を加
				筆した。
農水省	p17 行 24	・「基本構想」という記述がいきなりあるが、全く知らない人	・「基本構想」の説明を加筆する。	反映
3/5	4-2留意点	には分からない。説明が必要。		p18 脚注
	<導入費用>			
5. 食品	・レーサビリティシステム導入	の基本事項		
意見応	p20 行 2-3	・この文章は唐突な印象をうける。この文章で何をいおうとし	・この文章を削除する。	反映
募者1	5-1食品の識別と対	ているのかがわかりづらい。この項は、トレーサビリティ構築		p21
2/26	応づけ	「前・後」に言及する必要はないと考える。		
意見応	p21-24	・ア〜ケの文字が、19 ページで挙げた要件ア〜ケをさしてい	・「要件ア」といった表現にしてはどうか。	反映 p20-
募者1	5-1食品の識別と対	ると読み取りにくい。		それとともに、
2/26	応づけ(1)			・要件を原則に変更。
				・ア〜ケを、原則1、
				2、・・・、9に変更。
				<ul><li>各原則にタイトルをつけ</li></ul>
				た。
				・原則8の表現を一部修
				正した。
意見応	p23 行 1	・識別記号のルールはコード体系だけとはいえない。	・「(コード体系)」を削除する	反映
募者1	5-1(2)3			p25 行 4
2/26				
意見応	p23 行 13-14	・この項は、識別単位の種別を列記しているので「取扱」で	・「の取扱」を取る。	反映
募者1	5-1(2)4	終わるのは表記不足。		p25 行 16-17
2/26				

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40での対応 決着	
意見応	p27 行 19	・グループは、パレットだけではない。	・「たとえばパレットに積まれ・・・」とする。	反映	
募者1	5-1(3)2k			p29 行 19	
2/26					
意見応	p29 行 5	・利用できる、とするならば、具体的に示したほうがない。	・「活用できる」の方が良い。	反映	
募者1	5-4トレーサビリティシ			p31 行 5	
2/26	ステムの検証				
農水省	p30 行 30-32	・何故、迅速かつ効果的に情報提供できるのか、わかりづら	-	反映	
3/5	5-5情報の伝達と開	い。		p32 行 30-34	
	示(2)国および地方公			緊急事態に対し、国や地	
	共団体への情報提供			方公共団体が、フードチェ	
				ーンを通した対応策を講	
				じやすくなることを加筆	
事務局	5-5 情報の伝達と	・対象とする範囲の表示については、第三者認証検討委	・手引きでは「対象とする範囲の表示が必要」と記	反映	
	開示(3)消費者への情	員会で検討されており、それを参考にするほうがよい。	述するのをさけ、第三者認証検討委員会の文	p33 行 4-10、脚注	
	報提供		書を引用。		
意見応	p31 行 37-38	・この項は、「文書」の確定と維持について触れる項目であ	・「また~蓄積・保管する」の一文を削除。	反映	
募者1	5-6必要な文書の確	るとすると、システム実施のデータの記録についてあえて追		p34 行 7-8	
2/26	定と維持	記する必要はない。			
第Ⅱ部:	食品トレーサビリティシステム	ム導入の進め方			
意見応	p33 行 10	・「事業者間のガイドライン等への準拠の合意(6-1(2)」の次	・6-1(2)のブロックと7-1のブロックの間に、現状の把	反映	
募者1	図トレーサビリティ実現	のブロックは、(7-1)ではなく、現状の把握(6-2)であるのが	握(6-2)を入れる。	p35 図4	
2/26	の進め方のフロー	現実的である。複数企業が協議し、ガイドラインに合意			
		しても、個別企業のリソースがすぐにそれに配分できるか			
		どうかはわからない。			
6. 食品	6. 食品トレーサビリティシステム導入の第一段階				
意見応	p36 行 37	・媒体という言葉が、「広報媒体、メディア」を指しているよう	・情報の記録・伝達の媒体であることがわかるよう	反映	
募者1	6-3基本構想書の作	に誤読される。	に記述する。	p38 行 37	
2/26	成(1)⑧			「 <u>伝達</u> 媒体」	

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40での対応 決着		
意見応	p38 行 1-4	・1-4 行の項目だけで、システムの基本構想の全てを網羅	・項目の記述を削除する。	反映		
募者1	6-3(4)③	しているとも言いがたいので、配慮が必要。(一般的なシ		p40		
2/26		ステム設計書の為の雛形的な項目は、IPA などで取りま				
		とめている)				
7. 食品	トレーサビリティシステム導入	の第二段階				
意見応	p39 行 10-12/ 17-19	・(1)と(2)が必ずしも順番に発生するわけではないので、例え	・表現を改める。	反映		
募者1	7-1体制の整備、役割	ば 17 行目のような表記は違和感がある。		p41		
2/26	と責任の明確化					
意見応	p40 行 14	・「試験試行」の指す意味がわかりづらい。	・表現を改める。	反映		
募者1	7-4導入スケジュール			p42		
2/26	の作成			「試験試行」→「試行運		
				用」に修正。		
意見応	p41 行 6-7	・本項では、「分析」について述べているので「考慮」で終わ	・5行目と6行目の間に「以下のことを考慮して分	反映		
募者1	7-6電子情報システ	らないほうがよい。	析する」という一文をいれる。その次の箇条書きの	p43 行 6-9		
2/26	ムを構築する場合の留		「への考慮」「の分析」を取る。			
	意点(1)					
意見応	p41 行 25-36	・自前開発の場合だけ、32行や35行のような注記があるの	・32~33、35行目を削除する。	反映させていない		
募者1	7-6(2) i , ii	はどうか。項目だけの列記でもよいのではないか。		外部に委託する場合に		
2/26				は、32~33、35行目の内		
				容は委託者が直接しなく		
				てよいため。		
8. 食品	8. 食品トレーサビリティシステム導入後の留意点					
意見応	p42 行 4	・「これからトレーサビリティを確保」する、ということが読み手	・システム導入後であることを踏まえた表現に改め	反映		
募者1	8-1 広報	に対して現実的な表現かどうか。	<b>る</b> 。	p44 行 4		
2/26						

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40での対応 決着
意見応	p42 行 8	・「商業目的により公表する場合は」とあるが、具体的には	・商業目的により公表するとはどのような場合(商	反映
募者1	8-1 広報	どういうケースか、わかりづらい。	品への表示、掲示、営業用の資料などか?)を指	p44 行 8-9
2/26			すのか明確にする	
意見応	p42 行 9-10	・「川上から川下までのどの段階からどの段階までか」という	・システムを実施している事業者の段階を指してい	反映
募者1	8-1 広報	表現が、追跡・遡及して特定できる事業者の段階を指	ることを明確にする。	p44 行 9-13
2/26		すのか、システムを実施している事業者の段階を指すの		
		か分かりづらい。		
意見応	p42 行 28-29	・「システムの更新」の場合も、基本的には、33 ページ図 4	・基本構想作成や実施計画作成等の段階に立	反映
募者1	8-2システムの改善・	のフローに立ち戻って整理していくべき。この文章を読む	ち返って十分な協議・検討をする必要があることを	p44 行 29-30
2/26	更新	と、現行の関係者とチョコチョコと話しをして調整する、とい	記述する。	
		う雰囲気によめてしまうが、21-26 行目の背景で大きく変		
		わる場合には、きちんともう一度話し合いが必要。		
9. 食品	・レーサビリティシステムで用	いられる伝達情報の表現様式および格納媒体		
意見応	p44 行 13	・「タグに格納」とは何をさしているのか不明。	・「電子情報をタグ(カードやラベル)に内蔵された	反映
募者1	9-1伝達情報の表現		超小型電子記憶装置(IC:集積回路)に格納	p46 行 13
2/26	様式および格納媒体		し、」に修正する。	
	(4)			
意見応	p47 行 25	・EPC コードはここが初出で、注釈が必要	・EPCコードの注釈を入れる。	反映
募者1	9-2コード体系			p49 行 26-28
2/26	(2)2SGTIN			
意見応	p48 行 5-11	・他とレベルをあわせるのであれば、ここで、ITU の記述は不	・これらの行を削除する。	保留
募者1	9-2(2)(5)ucode	要。		p50 行 8
2/26				説明文を変更する?
意見応	p49 行 3	・(財)流通システム開発センター(GS1 ジャパン)と補足したほ	・左記のとおり補足する。	反映
募 者 1	9-2(3)2JAN	うがよい		p51 行 3
2/26				

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40での対応 決着
意見応	p49 行 12-19	・SEICA の Web サイトに合わせて、ナンバーを No.に変更。	・③SEICA のカタログ <u>No.</u>	反映
募者3	9-2	・実質的な運用は、食総研で行っているので、食流機構が	(中略)	p51 行 13-20
2/16	(3)③SEICA のカタログ	「運用し」を削除	また、流通での活用を想定して、食流機構が管	ただし、後半部分は詳細
	ナンバー	・上述の標準品名コードおよび情報を外部システムが取り	理している標準品名コードも登録時に自動入	であり、他のコード体系に
		出せることを追記	力され、これらの情報を外部システムに取り込む	ついての説明と合わせるた
			ためのサンプル・プログラムも公開されている。	め、反映させていない。